

郡山市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、郡山市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成24年条例第44号。以下「条例」という。）に規定する固定資産税の課税免除について、必要な事項を定めることを目的とする。

(課税免除措置の概要)

第2条 郡山市復興産業集積区域内において、平成24年4月20日から平成29年3月31日（福島復興再生特別措置法第74条又は第75条の規定により読み替えて適用する場合にあっては、平成33年3月31日）までの間に、東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成23年総務省令第168号）第1条第1号に規定する対象施設等（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者に対しては、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対して課する固定資産税について、当該固定資産税が課されることとなった年度から5箇年度分のものに限り、課税を免除する。

(課税免除の対象者)

第3条 課税免除の対象者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という。）第37条に係る指定を受けた個人事業者及び法人
- (2) 法第39条に係る指定を受けた個人事業者及び法人
- (3) 法第40条に係る指定を受けた法人

(課税免除の対象施設等)

第4条 課税免除の対象施設等は、次のとおりとする。

対象者	対象施設等
法第37条に係る指定を受けた個人事業者及び法人	(1) 産業集積事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（対象となるものは、その製作若しくは建設の後、事業の用に供されたことのないものを平成24年4月20日以後、新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した場合に限る。） (2) 建築物整備事業にあっては、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であることその他認定復興推進計画の区域における市街地と産業の復興に資するものとして次に掲げる要件のいずれかを満たす建物及びその附属設備に限る。 イ 延べ面積が1,500㎡以上であること ロ 地上階数が3以上であり、かつ、避難の用に供することができる屋上広場が設けられていること ハ 建築物整備事業を施行する土地の区域（以下「建築物整備事業区域」という。）内において整備される公共施設（道路、公園その他の公共の用に供する施設）の用に供される土地の面積のその建築物整備事業区域の面積のうちに占める割合が30%以上

	<p>である場合におけるその建築物整備事業区域内において建設されたものであること</p> <p>二 建築物整備事業区域内において整備される避難施設、駐車場その他の地域の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額が 5,000 万円以上である場合における当該建築物整備事業区域内において建設されたものであること</p> <p>(3) 対象施設等である家屋の敷地である土地（平成24年4月20日以後の取得に限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）</p>												
<p>法第39条に係る指定を受けた個人事業者及び法人</p>	<p>(1) 新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究（開発研究）の用に供される減価償却資産のうち、産業集積の形成に資するもの（開発研究用資産）で、その製作若しくは建設の後、事業の用に供されたことのないものを取得し、又は開発研究用資産を製作し、若しくは建設したものの。</p> <p>開発研究用資産とは、具体的に専ら開発研究の用に供される減価償却資産として耐用年数省令別表第6の種類欄に掲げる建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品並びに機械及び装置（それぞれ同表の細目欄に掲げる固定資産に限る。）が該当する。</p> <p>(耐用年数省令別表第6抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="510 1176 1396 1836"> <thead> <tr> <th data-bbox="510 1176 718 1220">種類</th> <th data-bbox="718 1176 1396 1220">細目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="510 1220 718 1411">建物及び建物附属設備</td> <td data-bbox="718 1220 1396 1411">建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 1411 718 1556">構築物</td> <td data-bbox="718 1411 1396 1556">風どう、試験水そう及び防壁、ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 1556 718 1601">工具</td> <td data-bbox="718 1556 1396 1601">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 1601 718 1691">器具及び備品</td> <td data-bbox="718 1601 1396 1691">試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 1691 718 1836">機械及び装置</td> <td data-bbox="718 1691 1396 1836">汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの、その他のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 対象施設等である家屋の敷地である土地（平成24年4月20日以後の取得に限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合に</p>	種類	細目	建物及び建物附属設備	建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	構築物	風どう、試験水そう及び防壁、ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	工具	—	器具及び備品	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	機械及び装置	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの、その他のもの
種類	細目												
建物及び建物附属設備	建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備												
構築物	風どう、試験水そう及び防壁、ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの												
工具	—												
器具及び備品	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡												
機械及び装置	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの、その他のもの												

	おける当該土地に限る。)
法第40条に係る指定を受けた法人	産業集積事業の用に供する対象施設等として、法第37条又は第39条の指定を受けたもの。 ※課税免除に当たっては、法第40条の指定に加え、法第37条又は第39条の指定も受ける必要がある。

(課税免除の申請)

第5条 条例第3条の課税免除の適用を受けようとする固定資産税の納税義務者（以下「申請者」という。）は、当該課税免除の適用を受けようとする各年度の初日の属する年の3月20日までに、土地については第1号及び第4号に、家屋については第2号及び第4号に、償却資産については第3号及び第4号に掲げる事項を記載した郡山市復興産業集積区域における固定資産税課税免除申請書（第1号様式）を次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

また、前年度に課税免除の適用を受け、当該年度も引き続き課税免除の適用を受けようとする申請者は、前年度の対象施設等及び提出済みの書類に変更がない場合、郡山市復興産業集積区域における固定資産税課税免除申請書（第1号様式）及び郡山市復興産業集積区域における固定資産税課税免除管理表（第2号様式）を提出するものとする。

- (1) 土地の所在、地番、地目、地積及び用途並びに家屋の建設に着手した年月日
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造、延べ床面積及び用途並びに事業の用に供した年月日
- (3) 償却資産の所在、種類、名称、数量及び取得価額並びに事業の用に供した年月日
- (4) 取得年月日

【提出書類】

共 通	ア 郡山市復興産業集積区域における固定資産税課税免除申請書（第1号様式） イ 指定書（写） ウ 指定事業者実施計画書（写） エ 当該法人の設立を証する書類又は当該法人登記簿謄本（写） オ 復興推進事業に関する実施状況報告書（写） カ 復興推進事業の実施に係る認定書（写） キ 法人税の確定（修正）申告書一式（写）（減価償却資産明細書（写）を含む。） ク 会社概要（パンフレット等） ケ その他市長が必要と認める書類
土 地	ア 土地の位置図 イ 敷地となる土地における家屋の配置図 ウ 家屋の建築面積を確認できる書類 エ 土地の取得後1年以内に当該土地を敷地とする建物の建設の着手があったことを確認できる書類（契約書（写）等） オ 登記簿謄本（写）
家 屋	ア 家屋の平面図 イ 登記簿謄本（写）
償却資産	ア 新設増設した機械等の配置図

2 提出場所は、税務部資産税課とする。

(課税免除の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、提出書類の審査及び必要に応じ実地調査を行い、課税免除の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により課税免除の可否を決定したときは、当該申請者に対し、郡山市復興産業集積区域における固定資産税課税免除決定通知書(第3号様式)又は郡山市復興産業集積区域における固定資産税課税免除不決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(課税免除の取消し)

第7条 市長は、固定資産税の課税免除を受けた者が、虚偽の申請その他不正な行為があったときは、当該課税免除の措置を取消することができる。

2 市長は、前項の規定により課税免除を取消したときは、固定資産税課税免除の取消し通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(課税免除額の返還)

第8条 市長は、前条の規定により課税免除を取消したときは、課税免除した額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成25年2月1日から施行する。

平成26年1月30日改正

平成26年12月1日改正

平成28年3月1日改正

平成28年7月6日改正